

令和2年第4回砂川市議会臨時会

令和2年10月6日（火曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
北谷 文夫議員
多比良和伸議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 10月 6日
至 10月 6日 1日間
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（12名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	多比良和伸君
	佐々木政幸君		高田浩子君
	飯澤明彦君		増井浩一君
	北谷文夫君		沢田広志君
	辻 勲君		小黒 弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	和泉肇
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	斉藤亜希子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和2年第4回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び多比良和伸議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、10月6日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、街路樹倒木事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。街路樹倒木事故損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、令和2年8月7日金曜日午前9時30分頃であります。事故発生場所は、砂川市東1条北5丁目1番1号、株式会社サンコー砂川営業所敷地であります。損害賠償の相手方、相手方車両名については、記載のとおりであります。事故の概要は、市道北4丁目通りの枯死している街路樹、ヒダカゴヨウマツ、樹高4.6メートル程度が突風により倒れ、駐車していた車両に損傷を与えた事故であります。過失割合は、当市が100%であり、相手方に過失はございません。賠償金は16万5,407円であり、専決処分年月日は令和2年9月17日であります。支払い先は、記載のとおりであります。なお、賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会から全額が補填されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 専決処分に対して少し質疑をさせていただきたいと思っております。

8月7日に、街路樹が倒れて車に傷をつけてしまったということだと思っておりますけれども、8月7日に突風ということだったので思っておりますけれども、もう少し気象状況について詳しい内容を教えていただきと思っております。

それから、先ほど事故の概要で枯死、いわゆる枯れてしまっていた街路樹が突風で倒れてということなの思っておりますけれども、枯れているというこの街路樹はこれまでも確認ができていたのかどうかをお伺いします。

最後に、相手車両に与えた被害状況ですけれども、どんな状況だったのかをもう少し詳しく質疑をします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、ただいまご質疑がありました気象状況、枯死の確認、被害状況の関係につきまして私からご答弁を申し上げます。

このたびの街路樹倒木事故につきましては、事故のあった8月7日は発達した低気圧の影響によりまして市内では早朝から夜の初めにかけて強風が吹きまして、街路樹や北光公園、パークゴルフ場石狩川コース内において、倒木のほか、多数の枝折れの被害が発生したところでございます。本市の観測データによりますと、午前7時51分には最大瞬間風速21.1メートルを記録したところでございます。このような気象状況の中、市道北4丁目通りの歩道に植栽されておりました街路樹が枯れていたため、突風により倒れ、隣接する事業所の敷地内に駐車しておりました車のリアドアとルーフ部分に損傷を与えたという事故でございます。

今回の事故につきましては、道路パトロールにおいて街路樹の枯れ木を事前に発見できずにいたために発生した事故であると考えているところでございます。道路パトロールにつきましては、職員によるパトロールのほか、道路施設等パトロール委託によりまして道路施設全体についてパトロールをしてきておりまして、街路樹につきましても、枝が伸びているもの、樹高の高いもののほか、枯れ木についても注意を払って点検をしてきたところでございますが、このたびの事故発生場所につきましては市道東1条北通りから国道12号線へつながる約60メートルの短い区間であったため、道路パトロールにおいて車上からの目視で点検をしておりましたが、気がつかず、発見できなかったために事故が起きたものでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大分強い風が朝から吹いていたということで、こういうこともあり得るだろうとは思うのですけれども、今部長がおっしゃったように、枯れている状況をパトロールの中で発見できていなかったのかと疑問に思ったのです。短い距離だから、その間はパトロールをしていなかったということだったのですけれども、私も現場へ行ってみたのですけれども、歩道をまたがって事業所の駐車場に倒れてしまっているのです。ということは、もしこの歩道に人が歩いていて、そこに倒木があったとするともっと大変な事故になっていた可能性があると思う場所だったのです。

通常はどのぐらいの期間で、道路脇の草だとか、あるいは樹木のパトロールが行われているのかまずお伺いするのですけれども、なぜ短い区間だと見落とししてしまうのか、理解ができないのです。この木は松で、新町のほうにも松が植わっている街路樹があるのですけれども、珍しいと思ったのですよ、松が植わっているというのが。それで、パトロールで見落とししているということは、どのぐらい前からこの木が枯れていたのかということも今までは確認ができていなかったのかどうかなのですけれども、そこをお伺いしたいと思うのですが、2回目はその点で結構です。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 それでは、ただいまご質疑のありましたパトロールの状況、また今回枯れておりましたヒダカゴヨウマツの樹木の状況についてご答弁申し上げたいと思います。

今回倒木いたしましたヒダカゴヨウマツは、昭和61年に街路樹として植樹されたものでございまして、今年で約34年が経過している樹木でございます。倒れた後に樹木を確認しましたところ、木の幹部分の損傷箇所から虫食いにより枯死したものと考えているところでございます。ヒダカゴヨウマツは、今全市的に市道に植樹されております街路樹、約3,700本ほどあるのですけれども、ヒダカゴヨウマツの植わさっている路線につきましてはこの北4丁目通りのみということで、これまで7本植樹されておりました。今回1本倒木しましたので、現在は6本のヒダカゴヨウマツが管理されているというような状

況になってございます。枯れ具合から見ますと、今年枯れたものではなくて、数年前から枯れていたのではないかと推測されるところでございます。

道路パトロールの状況でございますが、これまでの道路パトロールにつきましては職員により春先に実施する集中パトロールのほか、道路清掃ですとか街路樹の剪定時における業者による点検を行ってまいりました。また、今年度からは現場パトロールの重要性を鑑みまして、職員によるパトロールのほか、道路施設等パトロール委託によりまして道路、河川、公園等のパトロールに努めてきたところでございます。道路パトロールの期間ということでご質問がありましたけれども、道路パトロールにつきましては、今年は5月より市職員と今回委託しました業者との2名体制で、車道につきましては市内の車道522路線、総延長約230キロ、歩道につきましては163路線、約110キロのパトロールを車上からの点検という形で行ってきたところでございます。5月から毎月8日間程度の日程でパトロールを行っておりまして、年間これらの路線6往復の予定で現在パトロールを進めているところでございます。このようにかなりの路線数、総延長がある中で、見落としにはいけない案件ではあると思いますが、車上からの目視ということで管理不足、注意不足があったものと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市は街路樹がたくさんあるまちですから、中には枯れていたりしてもなかなか気がつかないということもあり得るだろうとは思いますが、ただ今回のように歩道をまたがって、さらに事業所の駐車場まで行くということは、重大事故につながってしまう可能性も十分あるということなので、公園の木が倒れているというのはまた違う案件だと思っているのです。

それで、最近は便利になったので、グーグルマップでこのところを見てみたのですが、グーグルマップの撮影日が2014年8月とそこには書かれているのですが、もうこの段階でこの松はそれで見ても分かるように枯れているのです。ですから、もう6年ぐらいですか、もっとですね。枯れた状態のまま置いてあったということが調べてみたら分かるのです。パトロールの状況がどういう状況だったのかということとか、ずっとそこが、このマップの写真を見れば見るからに枯れているわけです。葉っぱが一つもついていないから。それが今回は倒れてしまった。枯れていれば根の張りもきちんとしないうし、風で倒れる確率も高くなるということでもあると思うので、目視というのが一番いいと思うのですけれども、今は便利な世の中になって、こうやってグーグルマップあたりで机の上でもある程度幹線路線は見られるようになっているので、それがいいかどうかというのはまた別な話なのですけれども、目視が一番確実だとは思いますが、二人で全路線をやるのは相当な大変さもあるだろう、見落としも増えてしまうだろうという、今のお話の中からの心配もあるので、監視体制というのは必要だと思うのです。こういう事故があまり起こらないようにしてほしいと思います。

枯れた場所へ行って、もちろん倒れた場所は処理されているのも確認できたのですけれども、その道路の状況が非常によくなくて、枯れた後はせめて。ここは草が相当生えているのです。その処理もしないで枯れた部分だけなくなっているのを見ると、最近こういうことがすごく多くて、除草をきちんとできているのという問合せも私は受けるのですけれども、今回のことと関係のない話なのですけれども、せめて処理した周辺ぐらいは草刈りも一緒にしてとか、正直この歩道は一人しか歩けないように草が生い茂っているという状況だったので、倒木ももちろんなのですけれども、美観上も。職員も人手が足りなくて大変なのだろうとは思いますが、気をつけながら事故のないようにぜひしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第4 議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第8号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。今回の補正は歳出のみの補正であり、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金658万9,000円の減額は、積立金の減額により財源調整を行うものであります。

次に、8ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費658万9,000円の補正は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、予防接種法による定期接種である高齢者等のインフルエンザ予防接種について今年度に限り、市内で接種する場合は現行1,000円の負担を無料化するもので、感染による重症化を予防するとともに医療機関の負担軽減を図るものであり、予防接種委託料647万3,000円は市内実施医療機関との委託契約に係る予防接種料であり、高齢者等インフルエン

ザ予防接種費補助金11万6,000円は委託契約を結ぶことのできない市外の医療機関で接種した場合、申請により本人に3,850円を上限に補助するものであります。

以上が歳出であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、一般会計補正予算について質問させていただきます。

ただいま総務部長からお話がありました。今年度は1,000円の負担を無料にする。負担をなくするという大まかなお話でしたけれども、昨日北海道では新型コロナウイルス感染症に感染された方が36名、過去最多となっております。再び感染者が増加傾向にあります。30人を超え、5月4日の31人以来5か月ぶりの増加です。そのように新型コロナウイルスの終息のめどが立たない状況の中、インフルの流行の季節を迎える今なのですけれども、新型コロナウイルス感染症の終息のめども立たないまま、インフルの予防のための無料化ということで、高齢者の方々の安心、安全な生活を確保するためにとっても必要であり、評価すべき点であると思っておりますが、その中で次の点について伺いたいと思うのですけれども、高齢者等インフルエンザ予防接種費補助金とありますが、高齢者の方以外はどのような方が対象になっているのかについて伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から高齢者等の定義につきまして答弁申し上げます。

高齢者等につきましては、65歳以上の方に加え、60歳以上65歳未満の方でおおむね身体障害者障害程度等級1級に相当する心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方で、定期の接種として予防接種法で定められているインフルエンザ予防接種の対象者ということでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 説明していただきました。65歳以上ということで、そのほかでも疾患がある方については対応しているという話でした。先ほどからも伝えているように、今年は新型コロナウイルス感染症が終息していない中でのインフルということで、高齢者は接種費用がかからないということで安心、安全なことですごくいいことだと思うのですけれども、そんな中でインフルを迎えるという不安な日々を過ごしている。そして、子供の人数が多い家族は家計の負担もすごく多くなりますし、なぜ高齢者だけが対象なのか。乳児、

幼児、児童生徒などの子供たち、子育て世帯なども対象にすべきなのではないでしょうか。新型コロナウイルスの拡大、進行が止められていない状況なので、年齢制限を設けているけれども、対象の拡充について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 子供に対する助成制度の拡充というご質問でございますが、まず国におきましては、発熱等がある患者さんにつきましてはインフルエンザの症状と新型コロナウイルス感染症の症状を臨床的に識別することが難しいということでありまして、今後新型コロナウイルス感染症の拡大も心配されることから、インフルエンザの重症化しやすい高齢者等に対して予防接種率を高めると、そのことと感染症によります入院等の医療機関の負担を軽減するために今回は高齢者等についての助成制度を拡充しようとするものでございまして、砂川市におきましては中学生以下の子供さんのインフルエンザの予防接種につきましては、回数1回の子供さんと2回の子供さん、年齢によって違いますが、どちらにしましてもお一人1,000円の自己負担で接種することが可能でございます。この助成の制度につきましては管内でもトップの助成の制度ということでございまして、子供さんにつきましては10月19日から、例年11月1日からの助成の期間でございまして、今年は若干前倒ししまして10月19日から助成制度を開始できるような体制を取っておりますので、子供さんの接種に向けては親御さんの判断にもよりますけれども、接種していただきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 部長から説明がありました。砂川市では中学生以下については1,000円で実施しているというお話でしたけれども、先ほどからも伝えているように、子供さんの人数が多い家庭ではこのたびの新型コロナウイルスにより家計を圧迫しているというか、学校も休校になりまして、食費もすごく多くかかっておりますし、子供さんを抱えている保護者の皆さん、そして子供さんの人数が多いと家族の中で1人が予防接種を受けていても、ほかの家族がかかるとあまり効果がないということで、皆さんに受けていただくためには1,000円といえども結構負担になるかと思われましてけれども、この拡充についての市長としての考えを最後に聞きたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、今回のインフルエンザの助成拡充につきましては、高齢者が特に重症化しやすいという視点もございまして、またそのことによって入院等をされる場合、またインフルエンザとの症状の識別が難しいということで、医療機関の負担軽減ということでございまして。子育て世帯のインフルエンザにつきましては、経済的な部分の視点というのももちろんございましてけれども、子供さんにつきましても重症化しやすいということでございまして、市としては中学生以下の子供さんにもぜひ接種してもらおうということで例年自己負担1,000円で実施し

ているところでございますが、今回は先ほどもご答弁申し上げましたとおり、高齢者の重症化、医療機関の負担軽減という視点に基づきまして高齢者のインフルエンザの助成の拡充をしたところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。今高田議員からも質疑がありましたけれども、私からも質疑をさせていただきたいと思っております。

例年11月以降に全国的に流行する季節性のインフルエンザなのですが、普通予防接種は1日から始まっております。砂川は19日からということなのですが、今年は特に新型コロナウイルスの感染拡大、同時流行ということが懸念される中で、厚生労働省のほうとしても過去5年で最大となる約6,300万人分の供給量を確保するという事で、国民に接種時期についても呼びかけているようなのですが、まず今回11万6,000円の補助の部分ですけれども、これは市外ということなのですが、この点についてどのような背景でこの金額が出てきたのか、何人ぐらいいるという予想というか、その辺について一度詳しくご説明いただきたいと思っております。

それから、この後予算が通った場合のスケジュール、周知の仕方ということもあるので、この点について伺いたいと思っております。

まず、1回目の質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から。2点ほど今ご質問がございました。順次お答えを申し上げたいと思っております。

まず、1点目でございますが、予算の高齢者等インフルエンザ予防接種費補助金の11万6,000円の部分でございます。こちらにつきましては、提案説明でもご説明したとおり、その上の委託料につきましては市内、空知医師会と委託契約を結びまして市立病院も含めて実施する医療機関で統一した取扱いで実施する部分でございます。また市外の医療機関におきましても個別で委託契約を結べる医療機関であればこちらの費目で対応してまいりたいと思っております。ただ、市外の医療機関の中では委託契約を結ぶことができない先方さんのご都合ということもありますので、そういった場合には償還払いとしましてこちらの費目から執行してまいりたいと考えておりまして、補助金の11万6,000円の内訳ですが、助成の上限が1人当たり3,850円でございます。こちらはおよそその見込みとして30人分の接種料を見込んだところでございます。

続きまして、今後のスケジュールについてでございます。今シーズンのインフルエンザの予防接種につきましては、市内の医療機関において今年19日から接種を開始しまして、12月30日までを実施期間としているところでございます。例年よりも接種期間を拡大して実施することから、今後市のホームページ及び各医療機関用の掲示物で周知するとともに、広報すながわで10月15日号と今年はまだ一度12月1日号で周知を図ってまい

りたいと考えているところがございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 高田議員からも高齢者にかかわらず拡大というお話があったのですが、あまり偏ってもいけないのでしょうかけれども、これから受験シーズンになったりという、高校受験に向けての中3とか、そういうのもあるのですけれども、滝川も、今日の新聞で見たのですが、本年度に限り拡大ということで、生後6か月から高校生までの若年層、それから妊婦の方のインフルエンザの予防を半額助成するということですが、予算の関係もあるのか、その辺について先ほど答弁ありましたけれども、いま一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、11万6,000円の中身について説明ありましたけれども、払った分の申請の仕方はどのようになるのか。払った後どうなるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、今回限りということなのですけれども、ワクチンが足りなくなるとか、確保がどうなるのかについてお伺いします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 子供さんの部分の助成の拡大ということでございまして、先ほどのご答弁でも申し上げましたとおり、中学生まではお一人1,000円、自己負担1,000円で接種を受けることができます。議員さんは、今滝川の例をお話をされました。高校生までが半額助成ということで、砂川市とは若干違う部分もございしますが、それでも滝川市の半額、ワクチンの料金、手技料も含めまして1件当たり砂川でいうと3,850円でありますので、そういった中では砂川市の助成制度というのはかなりいい助成制度となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、補助金の部分でございしますが、本人の申請に基づきまして病院から領収書が発行されると思いますので、そちらを用意していただきまして、ふれあいセンターで手続きを取っていただくことになろうかと思えます。

また、インフルエンザのワクチンの確保ということでございます。議員さんからもお話がありましたとおり、国内の供給量は6,300万人程度ということで国から示されておりました、国民でいいますと2人に1人、2分の1程度の確保量ということでございます。また、市内の医療機関に今年のワクチンの確保量を聞き取りでございしますが確認させていただいたところ、これは例年同じなのですけれども、前年度の実績等に基づいて次年度のワクチンの量をそれぞれの医療機関が判断して発注しているようなことでもございまして、去年が聞き取りの中では市内の医療機関で9,800人程度のワクチンの量を確保して、これは成人量でございすけれども、それが大体今年は5%から10%未満ぐらいの増で確保できるのではないかという医療機関もございす。もう既に昨年から多めに発注している医療機関もございすし、また足りなくなれば追加で発注が可能だろうという医療機

関もでございます。

この9, 800人、1万人にあとちょっとという数字は市民全体の量ということでは足りないわけでございますけれども、高齢者の接種率が昨年でいうと47%程度で、子供さんの助成した接種率が55%程度ということでございます。今年のコロナの影響で市民の方のインフルエンザ予防接種に対する考え方というのがどうなるのかというのはなかなか読み切れない部分がございます。同時流行といたしますか、コロナも怖い、インフルエンザも怖いということで、接種しようとする方と外に出る機会をできるだけ減らそうということであえて控えようという方も中にはいらっしゃるかと思ひまして、全体の接種率についてはなかなか判断しづらいところはございますけれども、少なくとも例年以上の量は砂川市内で確保されていると認識しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 コロナが拡大してきたことにより、マスクをする、手を洗うということで清潔になって、そういう部分では風邪とかインフルエンザも減っていくのかなということも話題になっているところなのですけれども、1回接種ということですが、前に2回していたと思うのですけれども、この辺について1回でいいということが出てきているので教えていただければと思うのと、今ほど話が出ましたが、医者の方も言っているように、インフルエンザとコロナは見分けにくいという状況もあるのですけれども、優先順位的なものというか、高齢者の方を優先していくのか、妊婦の方、小児の方はどうなのかという、その辺のところがあればお聞きしたいと思っております。

それから、砂川の場合は19日からということなのですけれども、既に1日からという話題も出ているので、申請した人もいるのか、その辺どうなのかお聞きしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 接種回数ということでございますが、子供さんについては、抗体価が上がる度合いが大きいということで年齢によっては2回接種する年齢の子供さんもいらっしゃるし、また成人の中でも医学的な見地から免疫が極端に制限されているような方で医師の判断で2回接種したほうがよろしいのではないかという方につきましてはそのような取扱いをされるケースもあろうかと思いますが、通常成人の場合ですと1シーズン1回ということでございます。

また、優先順位ということでございます。国の言い方としては、まず重症化しやすい高齢者について早めに接種をしていただきまして、その後医療従事者であったり、基礎疾患を持っている方、乳幼児、妊婦さんという一応の順序をつけているようではございますが、砂川市におきましては10月19日から市立病院も含めて予防接種できる体制を整えようとしております。この中で高齢者を優先するとか、その他は高齢者の後にという、そのような取扱いはございませんので、各医療機関で予約が必要な医療機関、予約しなくても接種できる機関、また、10月19日ということで空知医師会さんとは協議の上、取扱いを

決めたところでございますが、市内の一部の医療機関では11月1日から実施するという医療機関もございますので、接種する場合には事前に医療機関に問合せの上、接種していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) お二人の質疑応答で大体分かってきたのですが、何点か質疑したいと思うのは、まず今回多分にコロナの影響が大きくてこうなるのだろうと思うのですけれども、財源的には財政調整基金の積立金を減らしてということなのですが、国からのこれに関しての補助や助成というか、そういうものは全くないのかどうかをまずお伺いすると、それから10月1日からみたいなことがテレビや何かを見てもいろいろ出てきているので、10月19日からということについて、こちら辺を19日からと設定した状況というのはどんなことなのかもお伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、2点ほどご質問がございましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、今回の経費に係る財源でございます。予算的には財政調整基金積立金の減額ということで計上しているところでございます。ただ、地方創生臨時交付金の計画書には盛り込むことができませんでしたので、現時点ではこのような形での財源確保ということでございますが、今後の交付金の執行状況によりまして、またこちら辺は変わる可能性があるかと思っております。

また、10月19日ということでございます。国は10月1日から高齢者等を優先的に接種を呼びかけるという形で広報されているようでございますが、砂川市につきましては先ほどご答弁したとおり、市立病院も含めて空知医師会と協議した中で、ワクチンの確保や例年11月1日から実施しているところでございますので、予防接種の医療機関の体制ですとか、またワクチンの効果の持続期間というものもございます。先ほど10月19日から一般的に予防接種助成制度も含めて始めますが、一部の医療機関で11月1日からというお話もしました。その内容につきましては、インフルエンザのワクチンの効果の持続期間が流行期間をはみ出してしまうのではないかと懸念される医療機関もございまして、その部分については足並みはそろわなかったのですけれども、できるだけ早い段階で皆さんに接種してもらおうという考え方で例年よりは前倒ししたつもりでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほど聞き忘れてしまったところなのですが、前から市外の医療機関でインフルエンザ、去年まで1,000円ですから、そういうことだったのか、今回特別に市外でのということなのかを確認したいのと、もし今回特別であるのだったら、なぜ市外でも接種ができるようにしたのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 市内、市外の部分でございますが、市外で受けるという場合でも、あくまでも対象者は市民の方でございます。市外の医療機関や介護施設に、住民登録を砂川市のまま入院されたり入所されていらっしゃる方もおります。医療機関や施設等でも個別で委託契約を結んで対応していただける施設等もございますけれども、お一人、お二人のために一回一回委託契約を結ぶということの煩雑性、その他先方さんのご都合で委託契約を結べないような場合があれば、それは償還払いという形で対応してまいりたいということでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで令和2年第4回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年10月6日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員